

国自安第182号
平成31年1月18日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長



旅客自動車運送事業運輸規則第52条の改正について

平成30年6月に新幹線車内で発生した刃物による殺傷事件等を受けて、バス及びタクシーの車内の安全をより一層確保するため、別紙の新旧対照表のとおり旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の一部を改正し、適切に梱包されていない刃物類をバス及びタクシーへ持ち込めなくするとともに、刃物の適切な梱包の方法等を具体的に示すために、別添のとおり「刃物をバス・タクシーの車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成しました。

については、貴協会におかれましては、今般の運輸規則の改正及びガイドラインの内容について了知されるとともに、傘下会員に対して周知いただくようお願い申し上げます。

【今般の改正に係る掲載先】

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000367.html

